

平成29年度 第8回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会  
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
平成29年度第8回理事会議事録

1. 日 時 平成29年12月26日(火) 午後2時～午後3時30分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室1・2
3. 出席者
- |       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 理事総数  | 6名    |      |       |
| 理事出席者 | 6名    |      |       |
| 理事長   | 奥田 利男 | 常務理事 | 林 秀和  |
| 理事    | 坂本 孝二 | 理事   | 武田 好二 |
| 理事    | 池内 玲子 | 理事   | 川上 房男 |
- 
- |       |       |    |       |
|-------|-------|----|-------|
| 監事総数  | 2名    |    |       |
| 監事出席者 | 2名    |    |       |
| 監事    | 細川 健二 | 監事 | 西尾 幸道 |

開会にあたり、定款細則第23条の規定により理事長が議長に選任され、定款第32条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第33条第2項の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 細川 健二  
議事録署名人 西尾 幸道

4. 議 案
- |   |  |
|---|--|
| 議案第33号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 内部管理体制の基本方針の全部を改正する規則の制定について」 |  |
| 議案第34号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会運営規則の全部を改正する規則の制定について」     |  |
| 議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 評議員会運営規則の全部を改正する規則の制定について」    |  |
| 議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 監事監査規則の全部を改正する規則の制定について」      |  |
| 議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の全部を改正する規則の制定について」   |  |
| 議案第38号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 就業規則の全部を改正する規則の制定について」        |  |
| 議案第39号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 職員給与規則の全部を改正する規則の制定について」      |  |
| 議案第40号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 契約社員就業規則の全部を                  |  |

改正する規則の制定について」

議案第41号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 組織規則の全部を改正する規則の制定について」

議案第42号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 育児・介護休業等に関する規則の全部を改正する規則の制定について」

議案第43号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職手当支給規則の全部を改正する規則の制定について」

議案第44号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職功労金支給規則の制定について」

議案第45号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 印章規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第46号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 施設長等の任免について」

5. 議長 奥田利男

6. 議事録作成者 賤間法生

7. 議事

(1) 開会

○事務局 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてまことに有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第8回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

○事務局 ありがとうございました。

(3) 議長選出

○事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。

議事を進めていただくにあたり、定款細則第23条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思いません。

(4) 出席状況

- 議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日の出席理事は6名でございますので、定款第32条第1項に定める定足数を満たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長 次に、議事録の署名についてですが、定款第33条第2項の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、細川監事、西尾監事をお願いします。

(6) 議事

- 議長 それではこれより議事に入らせていただきます。  
本日の議事は、議案が14件でございます。  
多くの議題をご審議頂くこととなりますので、事務局には要点を簡潔に説明して頂きますとともに、理事の皆さまには円滑なご審議にご協力頂きますようお願いいたします。

はじめに、議案第33号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 内部管理体制の基本方針の全部を改正する規則の制定について」。

議案第34号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会運営規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 評議員会運営規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 監事監査規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の全部を改正する規則の制定について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局        それでは、議案第33号から議案第37号までの規則等の改正につきまして、ご説明させていただきます。議案第33号から議案第37号までで、改正をお諮りしております規則等につきましては、平成29年6月30日開催の平成29年度第5回理事会にて、新たな規則等の制定として、ご審議、ご承認いただいておりますのでございます。その後、これらの内容について様々なご意見、ご指摘を賜り、再度、総検証いたしました結果、それぞれの規則等におきまして、字句等の修正や、諸規則間での表記バラつき等が確認されましたので、平成30年1月1日からの施行前に、それらを改めたく、この度、規則等の改正議案としてお諮りいたします次第でございます。別紙にて議案第33号から議案第37号までの規則等改正箇所・内容につきまして、資料として準備しておりますので、その資料と議案書に沿って説明させていただきます。

      まずは規則中の「誤字、誤記等の修正および条文、附則中の句読点の有無、位置等の修正。」がまず一点でございます。

      次に「次の各号の一に」の表記を「次の各号のいずれかに」へ表記を修正。(例：「次の各号の一に該当する場合は・・・」を「次の各号のいずれかに該当する場合は・・・」に修正。)

      次に「前各号」表記を、前項・号数が少ないものにつきましては「前○号」(※○は号数)へ表記を修正。(例：「前各号に掲げるもののほか・・・」を「前3号により掲げるもののほか・・・」に修正。)また条文中の「○か月」「○カ月」「○ケ月」等の表記を「○箇月」に統一いたしております。その他「規程」表記を「規定」に修正。」などがございます。なお、ただいま説明いたしました改正等箇所につきましては、それぞれの規則等において複数箇所にいたりしましたことから、この度、改めて、全部改正としてお諮りさせていただきます次第でございます。6月30日にご承認いただきました、各規則等に規定している内容についての改正はございません。以上、議案第33号から議案第37号までの説明とさせていただきます。

      ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議 長        説明が終わりました。

      この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○武田理事     議案第33号の所ですが3ページでございます。4の監査環境の整備の部分でございますが、前回から変わってはいないですが質問させていただきます。⑤「監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する」の所で、具体的な組織の動きや方向性はありますでしょうか。

○事務局        議案第33の3にございます第4項の5号「監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する」についてですが、議案書36の5をお開き下さい。これは監事監査規則にあたる部分ですが、内部管理体制の基本方針、第4項、第5号を受けまして、議案書36の5にあります、第21条に「監事の職務執

行の補助機関としては、理事長が指名した法人職員が当たる」と規定しております。この法人職員につきましては、従来から法人事務局職員がこれにあたっておりますが、その際の法人職員の立場といたしましては、適正な監事監査が行われるために、独立性を担保する必要がございますので、それを内部管理体制基本方針として改めて規定しているという内容になっております。以上です。

○武田理事　ありがとうございます。もう1つよろしいでしょうか。議案第35号の方で、これも変更はないのですが、第2条の理事の評議委員会の出席に関することについて、出席しなければならないという規則になっております。これは理事全員が出席をするということなのでしょうか。

○事務局　今ご質問の議案書35の2、第2条、第2項は「理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議委員会に出席しなければならない」という表記になっております。このままでいけば理事の皆様が評議委員会に全員出席ということと読めるところでございますが、理事が出席する意義というのは、評議委員会に対して業務の説明義務、あるいは質問があったときの回答義務を果たすべき人間が出席してればよいという理解をしております。それにあたる者が当法人でありますと理事長、常務理事、業務執行理事が出席していれば足ると理解をしております。全員にご出席いただけるに越したことはございませんが、やむを得ない理由があつてご欠席されることは構わないかという理解をさせていただいております。

○武田理事　評議委員会に関する案内はいただく形になるのでしょうか。

○事務局　議事の中身を勘案しまして、理事長以下常務理事、業務執行理事で対応させていただきたいと思っております。

○議長　他に何かございますでしょうか。特にないようでございますので、議案ごとに議決を取らせていただきたいと思います。まず初めに議案第33号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 内部管理体制の基本方針の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長　異議なしということでございますので、議案第33号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 内部管理体制の基本方針の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第34号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会運営規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第34号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会運営規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 評議員会運営規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 評議員会運営規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 監事監査規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 監事監査規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

それでは次に議案第38号「社会福祉事業団伊丹市社会福祉事業団 就業規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第39号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 職員給与規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第40号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 契約社員就業規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第41号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 組織規則の全部を改正する

規則の制定について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局      それでは、議案第38号から議案第41号までの規則の改正について、ご説明させていただきます。まずこれらにつきましても、平成29年6月30日開催の平成29年度第5回理事会にて、全部の改正として、ご審議、ご承認いただいたものでございます。これらにつきましては、先にご審議いただきました議案第33号から第37号までの諸規則等と同様に、それぞれの規則において字句等の修正や、諸規則間での表記バラつき等を改めるための改正に加え、ご承認後に検証を継続して行ってまいりました結果、一部に規定内容を改めたい箇所が生じたので、それらを併せて改めたく、この度、規則等の改正議案としてお諮りいたします次第でございます。先ほどと同じように別紙資料でご説明させていただきます。

まずは、議案第38条、就業規則の改正等箇所と主な内容についてですが、就業規則につきましては規定内容等に改める箇所はなく、先ほどの議案第33号から37号までと同じ字句等の修正のみの改正をしております。

続きまして、議案第39号、職員給与規則につきましては、まず字句等の修正に加えまして議案書39-7にございます、改正案第16条に規定します家賃補助手当につきまして、第16条第1項中に「生計を主として維持する者」という表記を加える改正をしております。

次に、少し前に戻らせていただきまして、議案書39-5にあります、第14条に規定します事業所責務手当につきまして、第14条中の「事業管理業務」を「事業管理業務等」に改める改正をしております。これに対応いたします議案書39-18の別表の3につきましても、同様の表記に改めさせていただいております。

次に、別表第1の2の「職務基準基本給表」につきまして、別表第1の2の給与表の一部について、平成29年10月の最低賃金の改正に伴い、号俸額を最低賃金に見合うように改めております。さら議案39号の資料としてご用意させていただいております、職務基準基本給表の4枚目の部分のBからG表の上部にございます対象職種等名称を改める改正をしております。これらの改正が給与表の改正点となっております。

最後に、議案書39-16附則の第12項につきまして、基本給の一つである「能力基準基本給加算」につきまして、新規則開始時はゼロとしてスタートし、新規則施行後に目標支援制度や育成制度の結果と連動させ運用していくものとなるため、移行後すぐの運用はないということになるため、それに合わせまして附則に第12項として、「能力基準基本給加算の運用は当分の間行わない。加算に必要な要件、運用開始時期は理事長が決定する。」という規定を新たに加える改正をしております。以上が議案第39号の改正点でございます。

つづきまして、議案第40号、契約社員就業規則の改正等箇所と主な内容についての説明に移らせていただきます。契約社員就業規則の改正等箇所と主な内容につ



いてですが、まずは先ほどの議案第39号と同様に字句等の修正を行っております。次に、議案書40-25をお開き下さい。ここに別表第1として規定しております有給休暇の付与基準について、表中の表記を労働基準法に規定されるものにあわせ、別表第1の(1)および(2)中の「5日以上」の表記を「5日以上又は4日(週30時間以上)」に改め、「4日」を「4日(週30時間未満)」に改める改正をしております。これにつきましては労働基準法に規定されている内容に合わせての改正となっております。

次に、別表第2の2の「職務基準基本給表」については、先に説明いたしました議案第39号での職員給与規則における改正と同じ改正をしております。

次に、議案書40-28をご覧ください。改正案での別表第3に規定する月額契約社員の月額基本報酬の金額につきましては、前回規則改正を諮らせていただきました、第5回理事会開催後であります、平成29年10月に最低賃金の改正がございまして、それに伴う額の改正を平成29年度第6回の理事会ですでに諮らせていただいております。しかし改正規則の中でその金額の変更はしておりませんでしたので、今回の改正案で月額基本報酬額を平成29年10月最低賃金改正に伴う改正額に合わせて改正を加えております。さらに別表第2、第3、第4、第5につきましては、改正前の「別表第2から別表第5」までを「別表第3から別表第6」に繰り下げよう改めますことを議案の方にはすでにあげさせていただいております。最後に、附則についてですが、これも、先に説明いたしました議案第39号での職員給与規則における改正と同じく、議案書40-25の第10項の能力基準基本給加算の運用につきまして「能力基準基本給加算の運用は当分の間行わない。加算に必要な要件、運用開始時期は理事長が決定する。」という改正をしております。以上が議案第40号の改正の説明となります。

つづきまして、議案第41号の組織規則の改正等箇所と主な内容について説明させていただきます。組織規則につきましては規定内容等に改める箇所はなく、字句等の修正のみの改正をしております。

以上、議案第38号から第41号につきましては、ご説明いたしました改正等箇所が、それぞれの規則において複数個所にいたりしたことから、この度、改めて、全部改正としてお諮りさせていただきます次第でございます。

以上議案第38号から議案第41号までの説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○常務理事 今ご説明をさせていただきました補足と、若干の訂正がございましたのでご説明させていただきます。議案第38号につきまして「社会福祉事業団 伊丹市社会福祉事業団」という表記になってございますが、前の改正の部分でそのようになっておりましたので、そのまま挙げさせていただき今回の改正で「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団」とするものでございます。

次に議案書39-2をお開き下さい。第1条につきまして、「この規則は、社会福

社法人伊丹市社会福祉事業団就業規則（昭和63年2月1日規則第7号。以下「就業規則」という。）とありますがこの改正が漏れておりました。この部分の「昭和63年2月1日規則第7号」につきまして本日議決をいただきますとその規則を運用すべきでありますので、「平成29年12月26日」に修正をさせていただきたいと思っております。これを踏まえましてご審議と議決の方をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○池内理事 議案第38号の表題の部分の訂正などありましたが、平成29年6月30日で議決をさせていただいたものを今回平成30年1月1日付で全部変更するという事に関しまして、ご説明はいただいておりますが、やはり制度についての準備等については少し軽視されているのではないかと感じてしまいます。今後このような制度の改正の準備をされるにあたって、どのような措置を講じていかれるのかお聞かせ願いたい。

○常務理事 今回6月30日に議決をいただきました規則につきまして、かねてから準備をしていたところではございますが、改めて4月以降も改定に向けた準備を進めていたところですので。ご指摘の通り、間違いや修正が多々あった点につきましては、常務理事としてお恥ずかしい限りであり、この場を借りてお詫びを申し上げます。

今回改めて半年をかけて中身を精査させていただき、字句修正あるいは新たに定めるべき部分につきまして、改めて皆様にお示しするという事になりました。お示しするにあたって、1か所ずつ新旧対照表等を準備する中で間違いが生じる懸念があり、今回の修正が多岐にわたったということもあり、全部改正という手法を取らせていただきました。これまでの修正が多岐にわたったことを反省し、万全を期したということでご理解をいただきたいと思います。今後の運営につきまして、規則を定めた中でいよいよ1月1日施行ということになってまいります。理事長のお言葉にもありましたが、新生事業団としてこの規則を基に新たな人事給与制度の中で職員一丸となって事業団の発展に努めていくとともに、職員に対しても今後も理解を求めながら、一緒に事業団の発展に尽くしていきたいと考えておりますのでご理解いただければと思います。

○坂本理事 説明の中で職員給与規則の14条にありました「事業管理業務」を「事業管理業務等」に改めるところに関して、何が理由で「等」が付いたのかご説明いただきたい。

○事務局 ご指摘いただきました改正点につきまして、今回の新たな人事給与制度の中でまず当初設定しておりました「事業管理業務」となりますと、施設運営おける管理者等の届け出による事業管理業務ということで、非常に幅の狭い限定した形の規定としておりました。しかし実際の運用に向けての協議を行っている中で、例えば同職

種において、その職種を統括するような役割が現在も置かれているのですが、そういった形が今後も発生してきますので、新しく設定する規則の役割基準等だけでは補いきれない役割を付加する際に、手当として支給できないかということを検討してきた結果、ここを事業管理業務に限らず事業の中での管理的な業務を担うというように読み替えられるように「等」を付け加えさせていただいて、柔軟な運用ができるように改正かけさせていただいております。

○坂本理事　　いわゆる施設管理ではなくて体制を含めた組織全体の管理ということでしょうか。

○事務局　　細かい説明にはなりますが、先ほどご説明させていただいた職員給与規則の給与表の別表第1の2、職務基準基本給の所ですが、その上にB表、C表等の表記をさせていただいています。今後役割基準職務基準ということで、各専門職ごとに使う給与表を定めた形で運用を開始してまいります。ただこういった場合に例えば看護師の専門職、他にも専門職はございますが、専門職のラインで事業所をまたいだ形で統括する業務等が出てきた場合に、給与表の運用だけではその役割に対して処遇する規定がございませんでした。本来の業務の上に乗る役割に対して、手当として運用できるように「等」をいれさせていただいたものであります。

○坂本理事　　分かりました。

○事務局　　先ほどの別紙に沿って議案をご説明させていただいた中で、説明が抜けておりましたところがありました。申し訳ありません。追加してご説明させていただきます。議案第40号契約社員就業規則、別紙資料につきましては④にあたる部分です。議案としましては議案書40-29～30にかけてをお開きいただければと思います。この部分で別表5に業務手当を規定しておりますが、前回改正を諮らせていただいた時には、議案書40-29の下段部分にあります「訪問介護特別時間手当」という区分と、議案書40-30の最下段にあります「施設特別業務手当」という区分は規定していませんでした。以後、ご承認いただいてから現在まで実際の運用に向けました検討を重ねてきた結果、訪問介護や施設介護における人員の不足する時間帯や繁忙時間帯等に人員を確保していくことを目的とした規定といたしまして、新たな業務手当の設定を加えるという改正をさせていただいております。これらの改正も加えて諮らせていただいております。説明が抜けておりました申し訳ございませんでした。以上です。

○議長　　追加の説明も含めましてご意見ご質問ございませんか。特にないようでございますので、議案ごとに議決を取らせていただきたいと思います。まず初めに議案第38号「社会福祉事業団伊丹市社会福祉事業団 就業規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第 38 号「社会福祉事業団伊丹市社会福祉事業団 就業規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第 39 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 職員給与規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第 39 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 職員給与規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第 40 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 契約社員就業規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第 40 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 契約社員就業規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第 41 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 組織規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第 41 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 組織規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

それでは次に議案第 42 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 育児・介護休業等に関する規則の全部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第 42 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 育児・介護休業

等に関する規則の全部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

この規則は、上位法にあたります育児・介護休業法が、「介護休業の分割取得」、「子の看護休暇の取得単位の柔軟化」、「育児休業等の対象となる子の範囲の拡大」など、介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、今年1月1日に改正されたことに伴い、6月30日に開催しました第5回理事会におきまして、全部改正しご承認いただいたところであります。しかしながら今回、この育児・介護休業法が再度改正され、10月1日より新たに施行されましたので、本規則を改正し、規定整備を行おうとするものでございます。

改正内容といたしましては、これまでは育児休業期間は原則1歳までとなっており、保育所に空きがなく子どもの預け先が見つからないなどの場合は最長で1歳6ヶ月に達するまで延長できることになっておりました。しかし、保育所の受け入れが年度初めであることを考えると、子供が1歳6ヶ月になってから年度初めまでの期間は、保育所に預けることも休暇を取ることもできない期間となってしまう、退職を余儀なくされる事態が生じることから、この規定が変更され、1歳6か月に達した時点で保育所に入れない等の場合、再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できることとなったものでございます。この改正内容に伴い、資料にございますように、本規則第2条第5項を第6項にずらし、第5項で2歳まで育児休業が取得できる旨の条文を追加し、第3条以降関連する条文の規程整備を行おうとするものでございます。

以上議案第42号を説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。特にないようでございますので、議案第42号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 育児・介護休業等に関する規則の全部を改正する規則の制定について」につきましても、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第42号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 育児・介護休業等に関する規則の全部を改正する規則の制定について」につきましても、原案どおり決しました。

それでは次に議案第43号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職手当支給規則の全部を改正する規則の制定について」。

議案第44号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職功労金支給規則の制定

について」につきましては関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局      それでは議案第43号と議案第44号についてご説明させていただきます。まず、議案第43号退職手当支給規則につきましては、規定内容を全面的に改める改正となっておりますので、改正前の規則からの改正点の要点についての説明を、議案の説明とさせていただきたいと思っております。別紙資料も見ながらお聞きいただければと思います。大きな改正点の一つは、改正前規則では、20年以上勤続ものおよび勤続25年を超える者等につきましては、それぞれの勤続年数の区分により、100分の25以上の割合を区分に応じて乗じた支給額を支給するという規定により、長期勤続者については支給割合を増す規定がなされておりました。改正案では、全職員に対し退職時の基本給に勤続年数を掛けることによる算出、一律同基準に改めております。これは、平成29年6月30日の第5回理事会にて諸規則の改正等議案についてご説明させていただいた際に、新たな給与制度は現在の職能給、年齢給による給与の構成から、組織目標を達成していくために求められる役割の大きさに応じた等級を設定し、その担当する役割によって格付けを行う、また、同一賃金・同一労働の原則にも沿って年齢やキャリアに関係なく、果たす役割・職責によって給与等が設定される「役割基準等級制度」への変更が大きな改正点である、とご説明いたしました考え方により、勤続年数の違いによる支給率の違いは設けない制度へ改正しております。

次も、同様の考え方にに基づき、改正前規則では、同じ正規職員でも総合職と一般職の退職手当の支給については「一般職の退職手当は2分の1の支給とする」としていた規定について、改正案ではそのような区別は設けず、全職員同一の基準での支給に改める改正をしております。

大きな改正内容については以上でございますが、改正点ではございませんが、規則を改正し、新規則に移行するにあたり、改正前規則で適用を受ける期間についての不利益が生じるようなこととならないように、平成29年12月31日において改正前就業規則の規定による正規職員についての、平成29年12月31日までの勤続期間に係る退職金の算定については、附則1から7の規定により、退職時に加算して支給することを規定し、改正前規則での支給予定額の保障を担保する改正としております。

その他の規定につきましては、改正前規則の規定内容を移行する形で、ほぼ同様の規定としております。

次に議案第44号についての説明をさせていただきます。

議案第44号につきましては、新たに退職功労金支給規則を制定するというものでございます。先にご説明いたしました、退職手当支給規則においては、勤続年数による支給基準の違いは設けない規定に変更する趣旨につきましてご説明いたしま

したが、本規則につきましては、長期勤続者についての功労に対して支給する退職功労金を新たな制度として制定するものでございます。支給対象につきましては、制定案の第2条に規定しますとおり、新たな就業規則に規定する正規職員で継続して20年以上勤務し定年により退職した者、定年時には20年に満たないものの、定年後も就業規則の規定に基づき継続雇用となり雇用期間満了により20年を迎えた者、退職時に月額契約社員であった者で、20年以上勤務し、65歳以上で退職となった者、退職時に日額契約社員であったもので、継続して10年以上勤務し、退職となった者としております。支給額につきましては、議案書44-6にございます別表1に規定する金額となっております。

その他、規定内容については、退職手当支給規則の改定案と同様の内容で、必要な規定を設けております。

以上簡単ではございますが、議案第43号から議案第44号までの説明は以上とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○常務理事 再度申し訳ございません、議案書43-2をお開きいただきたいと思います。社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団退職手当支給規則の第1条の部分でございますが、「この規則は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則（以下「就業規則」という。）」と記載しておりますが、これを「この規則は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則（平成29年12月26日以下「就業規則」という。）第48条という形に修正させていただきます。再度の修正申し訳ありません。

○議長 修正も含めて、ご意見ご質問ございませんか。

○武田理事 議案43号の第3条では勤続期間が継続して満3年以上の職員というようになっているのですが、第4条の算定方法の所の下の方で自己都合退職による支給割合表では1年以上という表記になっています。これについて誤りではなくどのような形になっているのでしょうか。

○事務局 ご指摘いただきました点について、第3条につきましては支給については満3年以上で退職した場合に支給することを規定しておりますが、退職手当につきましては、1年以上から算定し積立を行っていく必要がございますことから、算定方法としては1年以上からの規定をしております。

○武田理事 算定はするが支給は3年経ってからということですね。わかりました。

○議長 他にございませんか。特にならぬようございますので、まず初めに議案第43号社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団退職手当支給規則の全部を改正する規則の制定についてにつきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第43号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職手当支給規則の全部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第44号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職功労金支給規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第44号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 退職功労金支給規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

それでは次に議案第45号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 印章規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第45号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 印章規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。議案書並びに最初にお配りしております議案第45号別紙も併せてご覧ください。

現在使用しております、理事長角印並びに理事長丸印につきましては、当事業団の設立に合わせて、昭和63年2月に新調されたものでございます。使用年月は30年に差し掛かろうとしており、長年の使用により印鑑が摩耗し四角が欠けており、印影が読み取りにくい状況となっております。この度、新たに新調しようとするものでございます。なお材質につきましては、今後も長期的な使用が予測されることから、耐久性を高めるために、木製からチタン製へと変更し、それに合わせて印章規則の一部を改正するものでございます。

以上議案第45号を説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○坂本理事 附則で平成30年2月1日からの施行となっておりますがなぜこの日付なのでしょう。か。

○事務局 今回、銀行の丸印も含まれておりますことから、銀行印を改正するにあたりまし



て、それなりの期間を要しないと変更できないということでございます。当法人は各拠点ごとに銀行口座をもっているということもとありまして、その期間について２ヶ月ほど猶予を持たせていただきまして、２月１日から全部を改正しようというものでございます。

○坂本理事 分かりました。

○議長 他にございませんか。特にないようでございますので、議案第４５号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 印章規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 異議なしということでございますので、議案第４５号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 印章規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

それでは次に議案第４６号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 施設長等の任免について」を議題といたします。この議案につきましては、人事案件となりますので、関係者以外の退席をお願いします。

[一同退席] [別紙配布]

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第４６号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 施設長等の任免について」ご説明をさせていただきます。先ほどお手元にお配りいたしました、議案第４６号別紙をご覧ください。

現行の定款第２２条第１項におきまして「この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員は、理事会において任免する。」と規定されております。また、現行の定款細則では第２６条におきまして、理事長が専決できる事項が定められております。そのなかで、「職員の人事に関すること」について理事長が専決できる業務の範囲として、「事務局長及び施設長の任免その他重要な人事を除く職員の人事に関する事項」と定款細則で定められております。

このことを踏まえまして、６月３０日付、法人事業本部長の退任に伴いまして、不在となっております法人事業本部長の任命及び法人経営本部長の任免を、重要な人事として、また１２月３１日付、東有岡ワークハウス施設長の退任に伴いまして、同施設長の任命及びサポートテラス東昆陽施設長の任免を、施設長の人事としてご提案させていただくものでございます。その内容でございますが、まず任命解除につきましては、岸部英樹の法人経営本部長、友澤良介の東有岡ワークハス施設

長、松尾知栄子のサポートテラス昆陽東施設長の任を解くものでございます。

次に、新たに任命する者として、森英児を法人経営本部長に、岸部英樹を法人事業本部長に、松尾知栄子を東有岡ワークハス施設長に、藤田泰造をサポートテラス昆陽東施設長に任命しようとするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○池内理事 経営本部長と事業本部長ですがこの4年間専任担当ということで業務を行われていたわけですが、その所の責任等は一切問われずにこの人事をなさるということなのででしょうか。ご確認させていただきたい。

○常務理事 今回の人事につきましては、本日の規則改正にもありましたように、人事給与制度が長い間、事業団で検討を重ねる中で事業団の経営計画にも位置付けられたものでございます。そのような中で規則改正を行いながら事業団の再生を図っていくということで検討を重ねてまいりました。しかしながら、前任の事業本部長等の取り組みもされていたところではありますが、なかなか前に進まなかったという現状は皆様ご存じのとおりかと思えます。そのような中で、今年度に入り改めて私も加わりながら、かねてからの懸案事項について、事業団一丸となって進む方向性を今回は定めていくという中で、その中心となった経営本部長、事業本部長には引き続き先頭に立って事業団を引っ張っていく重責をお願いしたいと考えているところでございます。今回の規則の中ではそれぞれの責務を果たしていくという責任がそれぞれに課され、それに応えるべく皆さんがお仕事をしていただく形をとっていくことにしておりますが、その先頭を立ててやっていく、重責を担っていただくということで責任を果たしていただきたいと考えた人事でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 よろしいでしょうか。他にないようでございますので、議案第46号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 施設長等の任免について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 異議なしということでございますので、議案第46号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 施設長等の任免について」につきましては、原案どおり決しました。

本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

事務局から何かありますか？

○常務理事 改めまして今回規則改正が多岐にわたりました、先ほどの説明の中でも申し上げましたが私が職についてからの作業の中で、多岐にわたる修正を行うことになりましたことはお詫び申し上げます。以後、今回の規則を基に、繰り返しになりますが職員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご支援お願いいたします。

○議 長 それでは理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の理事会は閉会といたします。

本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時30分に閉会した。  
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者